

県営住宅入居申込案内

1 はじめに

- (1) 県営住宅は、一定基準以下の所得の方のための賃貸住宅ですので、申込みに際して資格審査があります。
- (2) 入居後、世帯の収入について毎年報告をしていただき、入居資格の確認及び制度趣旨に基づく家賃の決定をいたします。

2 入居者資格

県営住宅に入居することができる方は、次の（１）から（６）までの条件を**全て満たしている方**に限ります。

- (1) 同居する親族（内縁関係及び婚約者を含む。）がいること。
ただし、以下のアからシまでのいずれかに該当する方は、住戸面積 55㎡以下の住宅に限って、単身の場合も申込みできます。
 - ア 60歳以上の方
 - イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1～4級の方
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - エ 療育手帳の交付を受けている方
 - オ 生活保護受給者である方
 - カ 戦傷病者手帳の受付を受けている方で特別項症から第6項症の方
 - キ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方
 - ク 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方
 - ケ ハンセン病療養所入所者である方
 - コ 一時保護若しくは保護命令から5年を経過していないDV被害者である方
 - サ 被災市街地復興特別措置法の規定により公営住宅の入居者資格を有する方
 - シ 福島復興再生特別措置法の規定により公営住宅の入居者資格を有する方
- ※ 著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その実情により照らし適切でないと認められる場合は申込みができません。

- (2) 現に住宅に困窮していること。
- (3) 世帯全員の収入の総額が法令で定められた収入基準の範囲内であること。
→「3 収入基準について」により確認してください。
- (4) 県税を滞納していないこと
- (5) 過去に県営住宅に入居していた方の場合、県営住宅家賃を滞納していないこと
- (6) 暴力団員でないこと

3 収入基準について

(1) 申込みのできる収入の基準

収入額及び世帯状況によって申し込みできる世帯区分が決まります。

収入基準（収入月額）	世帯区分
15万8千円 以下	一 般 世 帯
21万4千円 以下	裁 量 階 層 世 帯 ※

※ 裁量階層世帯とは以下のア～コいずれかに該当する世帯のことを指します。

- ア 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方
又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方である場合
- イ 入居者又は同居者に身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1
～4級の方がいる場合
- ウ 入居者又は同居者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の
程度が1～2級の方がいる場合
- エ 入居者又は同居者に療育手帳の交付を受けている方でエの精神障害の程度に
相当する方がいる場合
- オ 入居者又は同居者に戦傷病者手帳の受付を受けている方で特別項症から第6
項症の方がいる場合
- カ 入居者又は同居者に本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない
引揚者である方がいる場合
- キ 入居者又は同居者に厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方がいる
場合
- ク 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者である方がいる場合

ケ 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合

コ 同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであって、入居者又は同居者のいずれかが40歳未満の方である場合

（2）収入月額の計算方法

ア 計算式

$$\text{所得月額} = (\text{年間所得金額} - \text{控除額（『イ 控除額』参照）}) \div 12$$

※ 年間所得金額の算定は、所得税法と同様です。

※ 所得がある方が複数ある場合は、世帯全員のそれぞれの年間所得金額を合計した額で計算してください。

《現在の勤務先が就職1年未満の場合》

① 中途就職者

次の式により直近の勤続月数の総収入金額から推定年間収入金額を算出します。

$$\text{推定年間収入金額} = (\text{収入金額} - \text{支払済賞与}) \div \text{勤続月数} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

② 事業開始者

次の式により直近の継続して事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出します。

$$\text{推定年間所得金額} = (\text{総収入金額} - \text{必要経費}) \div \text{事業を営んだ月数} \times 12$$

※ 1か月未満の収入および月数は計算から除外してください。

イ 控除額

区 分	説 明	控除額 (該当者1人あたり)	
同居親族等控除	・同居者 ・同居はしていないが扶養している親族（同一生計配偶者又は扶養親族が対象）	38万円	
老人扶養控除	同一生計配偶者又は扶養親族で、70歳以上の者	10万円	
特定扶養親族控除	扶養親族で、16歳以上23歳未満の者	25万円	
(普通) 障害者控除	名義人、同居者又は別居扶養者のうち、以下の等級の障がい者等である者 ・身体障害者手帳：3～6級 ・精神障害者保健福祉手帳：2～3級 ・療育手帳等：B（重度未満） ・戦傷病者手帳：第4項症～第6項症	27万円	
特別障害者控除	名義人、同居者又は別居扶養者のうち、以下の重度の障がい等である者 ・身体障害者手帳：1～2級 ・精神障害者保健福祉手帳：1級 ・療育手帳等：A（重度以上） ・戦傷病者手帳 特別項症～第3項症	40万円	
ひとり親控除	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでなく、生計を一にする子のある者。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいないこと ※合計所得金額が500万円以下に限る	35万円	所得金額から基礎控除振替額を控除した額が控除額未満である場合には、その

寡婦控除	夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、あるいは、夫の生死が明らかでない者のうち、子以外の扶養親族を有する者。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある方がないこと ※合計所得金額が500万円以下に限る	27 万円	額とする
基礎控除振替	入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	10 万円	給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が控除額未満である場合には、その額とする

(3) 収入基準上限額早見表（給与所得者が1人で同居者控除以外控除がない場合）

区分	収入基準	同居者親族等（申込名義人は含めない）				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般	15万8千円以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量	21万4千円以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,331,999 (444,333)	5,787,999 (482,333)

↑ 扶養親族欄の額は、給与所得者の年間総収入金額。

（カッコ内は月額換算した額）

4 入居申込みのフロー

入居申込みの受付



入居者資格の審査



入居者の決定



入居する住宅の決定



入居説明会・入居手続



入居

各募集期間に入居の申込みを受付しています。

入居申込書の配布・受付は、「8 申込先」で行っています。

入居者資格の審査に合格しないと入居できません。

入居申込者の数が複数の場合は、公開抽選（P7を参照）により決定します。ただし、常時公募している県営住宅では、申込み受付順に決定します。

入居する住宅は、原則として入居者の決定時の公開抽選結果により決定します。なお、高齢者世帯及び歩行障害者世帯には優先制度（P8を参照）があります。

ただし、常時公募している県営住宅では、申込み受付順に決定します。

入居日の前月下旬に、入居に際しての説明会を開催します。

県営住宅の入居には、原則として、敷金（家賃の3ヶ月分）及び連帯保証人（1名）が必要となります。連帯保証人が確保できない場合は、機関保証制度をご活用ください。

5 公開抽選における優遇・優先制度について

(1) 優遇抽選制度

入居者を決定する公開抽選では、優遇世帯として申込みした方の当選倍率が、優遇世帯以外の世帯の2倍となるように優遇されます。

(2) 優遇世帯

世 帯 名	要 件
高齢者世帯	60歳以上の者であって、現に同居し若しくは同居しようとする親族がない者又は同居親族等が次のいずれかに該当する者のみからなる世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の児童又は生徒 ③ 心身障害者 ④ おおむね60歳以上の者
障害者世帯	入居者又は同居親族等が、次のいずれかに該当する世帯 ① 戦傷病者手帳を交付されている者 ② 4級以上の身体障害者手帳を交付されている者 ③ 精神的障害者保健福祉手帳を交付されている者 ④ 療育手帳を交付されている者
歩行障害者世帯	入居者又は同居親族等が歩行障害者で、当該障害の程度が障害者世帯の①又は②のいずれかに該当する者の世帯
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に該当する者の世帯
子育て世帯	同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯（母子・父子世帯を除く）
母子・父子世帯	配偶者のない女子又は男子が、現に20歳未満の子を扶養している世帯
若者夫婦世帯	夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）のみの世帯であって、そのいずれかが40歳未満であるもの
引揚者世帯	入居者又は同居親族等が、永住する目的で帰国した中国残留邦人等の世帯
DV被害者世帯	入居者又は同居親族等が、次のいずれかに該当する世帯 ① 一時保護等が終了した日から起算して5年を経過していない者 ② DV防止法により保護命令を受けてから5年を経過していない者

	③ 女性相談支援センター等より証明書※が発行されている者 ※「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 ④ 女性相談支援センター以外の自立相談支援機関からの確認書※がある者 ※「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」
離職退去者世帯	雇用先からの解雇・雇止めに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者の世帯
犯罪被害者等世帯	入居者又は同居親族等が、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であって、次のいずれかに該当する世帯 ① 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった者 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者のうち、所定の要件を満たす者
子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯	入居者又は同居親族等が、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた者の世帯

(3) 優先入居制度

当選した世帯のうち、高齢者世帯又は歩行障害者世帯のいずれかに該当する世帯は、他の世帯よりも優先的に、住戸を決定することができます。

6 県営住宅入居者募集の時期及び入居日

原則として、以下の表の日程による一般公募により定期的に入居者を募集しております。

募集期間（土日祝祭日は除く）	公開抽選日	入 居 日
4月1日から4月10日	4月下旬	6月1日
6月1日から6月10日	6月下旬	8月1日
8月1日から8月10日	8月下旬	10月1日
10月1日から10月10日	10月下旬	12月1日
12月1日から12月10日	12月下旬	2月1日
2月1日から2月10日	2月下旬	4月1日

※ 募集する県営住宅の団地・タイプ・戸数等は、募集期間の前月末頃に決定します。

※ 入居申込みは、その募集の都度、必要となります。

7 県営住宅入居申込書類

（1）県営住宅入居申込書

ア 入居者の内容等を記入して下さい（住所・氏名（フリガナ）・生年月日等）

イ 記載漏れ、虚偽の事実、誤字脱字、省略した事項のないようにして下さい。

ウ 希望団地、希望住戸タイプを記入して下さい。

（希望住戸タイプは、“規模及び構造”欄に記入して下さい。）

エ 裏面に住宅の困窮事由を記載して下さい。証明が必要となる場合があります。

（2）所得金額計算書

現在の収入源が1月2日以降からの場合は、月別に収入金額を記載のうえ裏面に証明が必要となります。（1年以上の方は、現在から過去12ヶ月分）

※ 賞与等は、分けて記入、事業所得者は、必要経費を分けて記入下さい。

(3) 添付書類

ア 住民票(6か月以内に発行されているもの)または在留カード若しくは特別永住者証明書

入居予定者・別居扶養者全員分が記載されており、世帯主・続柄・本籍・筆頭者の項目が省略されていないもの。

イ 所得証明書

入居予定者・別居扶養者全員分(収入が無い方も必要です。ただし、中学生以下は除きます。)

ウ 直近の所得を証する書類

①給与所得者

・直近の源泉徴収票

②事業所得者等

・直近の所得税の確定申告書(控)

③年金受給者

・直近の公的年金の源泉徴収票(年金受給額の分かるもの)

・公的年金の払込通知書

④現在、無職で「イ 所得証明書」の証明年度以降に退職(廃業)された方。

・退職(廃業)の証明書

エ 納税証明書

オ 戸籍謄本

単身者、ひとり親・寡婦世帯の方

カ 障害手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し

キ 扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し)

ク 婚約証明書

婚約中で申込される方(ただし、入居指定日の前日までに入籍が必要です。)

ケ アパート等の賃貸借契約書

県営住宅申込書の裏面にある住宅の困窮事情の「8」に該当する方。

コ 単身入居の入居者資格認定のための申立書(単身入居の方だけ)

※ その他、その世帯状況により必要書類の提出を求める場合があります。

8 申込先

株式会社 東北産業

八戸市下長四丁目 10-3

TEL：0178-20-4002【県営住宅担当直通】

入居に関する受付時間：午前8時30分から午後5時15分までです。

(休日：土・日・祝)

9 その他注意事項

- (1) 申込書を提出する場合は、申込者本人が持参してください。
- (2) 入居の際、敷金として家賃の3ヶ月分の納付、連帯保証人1名が必要となります。連帯保証人が確保できない場合は、機関保証制度をご活用ください。
※連帯保証人は、県内居住者又は三親等以内の県外居住親族であり、独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する者
- (3) 駐車区画は原則、1世帯につき1区画を有料で使用できます。
- (4) 自治会活動（雪かき、草刈等）に協力していただきます。また自治会費が必要となります。
- (5) 県営住宅は共同生活の場であり、ペット等、動物の飼育は禁じられています。